

別紙4

評価要領

【備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設工事基本・実施設計業務】

1 業務実施上の条件

次の場合は、非適合とする。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び主任担当技術者(総合)が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合
- (3) 管理技術者が1名でない場合
- (4) 記載を求めた主任担当技術者が各1名でない場合
(必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障ない。)
- (5) 管理技術者が、記載を求めた主任担当技術者を兼務している場合
また、記載を求めた主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合
- (6) 協力事務所(構成員含む)が備北地区消防組合、三次市、庄原市又は広島県のいずれかの指名除外期間である場合
- (7) 総合の分担業務分野を再委託した場合
- (8) 機械分野の主任担当技術者が、設備一級建築士の資格を有していない場合。

2 参加表明書の評価について

- (1) 参加表明書による審査

「参加表明書の評価基準」により、評価する。

3 技術提案書の評価について

- (1) 技術提案書の特定について

「技術提案書の評価基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎工事プロポーザル審査委員会において、候補者1名、次点者1名を特定する。

- (2) 特定結果の公表

特定結果については、別紙7のとおり特定された提出者名等を公表するとともに、審査委員長による公表及び技術提案書の一部(様式8)を、備北地区消防組合ホームページで公表する。

4 参加表明書について【別紙2(参加表明書の評価基準)】

評価点の算定は、評価係数×配点とする。

- (1) 提出者の技術力

ア 平成25年4月以降の業務の実績

事務所が過去10年間(平成25年4月以降)に、受注した実施設計業務の実績を1件、次表により評価する。

評価基準	評価係数
① 設計対象面積 3,000 m ² 以上	1.0
② 設計対象面積 1,500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	0.6

(2) 技術者の資格

次の表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
総合	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
電気	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士	
	建築設備士	0.8
	技術士(業務に係るものに限る)	
	一級電気工事施工管理技士	0.4
機械	二級電気工事施工管理技士	0.2
	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士	
	建築設備士	0.8
	技術士(業務に係るものに限る)	
積算	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2
	建築コスト管理士	1.0
	建築積算士	0.4

※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

※また、評価係数の重複カウントはしない。(分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。)

※分担業務分野の電気に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る)に合格したものに限る。

(3) 技術者の技術力

ア 平成 25 年4月以降の業務の実績

過去の実績のうち最大床面積の物件を1件とし、次のとおり評価する。

(ア)同種業務=1.0、類似業務=0.5

同種業務とは、延床面積3,000 m²以上(庁舎及び訓練塔を含む)の消防庁舎新築を対象とし

た設計業務をいう。

類似業務とは、延床面積3,000 m²未満(庁舎及び訓練塔を含む)の消防庁舎新築を対象とした設計業務をいう。

(イ)携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。実績について(ア)×(イ)を算出した値(四捨五入により小数第2位までとする。)を「平成25年4月以降の業務の実績」の評価係数とする。

イ 継続教育(CPD)

前年度(4月1日～3月31日)において、取得したCPD取得単位を評価する。(CPD取得単位は「建築CPD運営会議」が証明する写しにより確認する。)

CPD 取得時間	評価係数
12時間以上	1.0
6時間以上12時間未満	0.6
6時間未満	0.2
取得していない	0

5 技術提案書の特定基準について【別紙3(技術提案書の評価基準)】

評価点の算定は、評価係数×配点とする。

提出された技術提案書の内容を踏まえ、審査委員の評価により総合的に判断を行う。評価点は、各委員の評価点を平均して算出する。(四捨五入により小数第2位までとする。)

評価項目	判断基準	各委員の評価係数				
		1.0	0.8	0.5	0.3	0.1
消防関係者や関連自治体等をはじめとする関係者を対象とした、意見聴取や合意形成に向けた取組体制等	業務の取組体制、設計チームの特徴(協力体制・業務担当体制等)、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性を総合的に判断する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
特定テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現	設定したテーマに対する技術提案について、的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的見	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

性	地に基づく独創的な提案がなされているか等), 実現性(提案が理論的に裏付けられており, 説得力のある提案となっているか等)を考慮し提案ごとに総合的に判断する。					
---	---	--	--	--	--	--

6 表現方法について

抵触事項がある場合等は、次のとおり表現の度合いに応じて技術提案書の評価を減ずる、若しくは無効とし選定、特定しない場合がある。

記載場所	許されない表現を記載した場合	特に許されない表現を記載した場合
次欄の範囲以外	抵触事項1箇所につき5点	抵触事項1箇所につき10点
様式8のうち、規定する範囲 (300 平方センチメートル以内 の大きさで位置は任意)	抵触事項1箇所につき10点 (記載範囲が規定する範囲を超える場合は、抵触事項1箇所として10点の減点とする。)	